

昭和二十二年十二月二十二日

東京 神田十一番十二日二十一日

大塚鐵工所勞働争議

辯書第五式因據

出題人 謝階會福岡出張所

法財團 協調會福岡出張所

大塚鐵工所勞働争議

本争議は傳習生（徒弟工）の賄劣悪が動機となり豫て賃金にも不満がありて従業員の待遇改善要求となつたのであつたが直方市内に於ては此種中小工場が多數散在し全般に共通性を有する問題なるを以て本争議の經過並に影響は各方面に憂慮されたのであるが警察當局の斡旋と工場側の大讓歩により早急の決解を見たる結果目下の處他工場には何等の動搖も見へず。

概況左の通り

- 一、名 稱 大塚鐵工所
- 二、所 在 地 直方市須崎町一丁目
- 三、事業の種類 鑽山用機械器具（小倉工廠指定砲彈製造）
- 四、資 本 金 拾萬圓
- 五、代 表 者 事業主 大塚 晋 次 郎